

1 中華人民共和國民法典權利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）

2 中華人民共和國マネーローダリング防止法

1. 中華人民共和國民法典權利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）

「中華人民共和國民法典權利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）」（以下、「同解釈」という。）は2024年9月26日に公布され、同年9月27日に施行されている。同解釈は合計26条からなり、主に以下の分野における具体的な権利侵害責任を定めている。

（1）被後見人の不法な連れ去りに関する権利侵害責任

被後見人が不法に後見人から連れ去られた場合、後見人は、後見人としての地位の回復に要した費用等の財産的損害の賠償を請求することができ、その結果、親族関係に重大な損害が生じた場合には、精神的損害の賠償を請求することができる。また、被後見人が後見人から連れ去られた期間中に死亡した場合には、人身損害の賠償及び後見関係の侵害による損失の両方を請求できる。

（2）保護者の責任、不法行為の教唆・幫助責任、教育施設の責任

民事責任無能力者または民事制限行為能力者が他人に損害を与えた場合、その後見人は不法行為による賠償責任を負い、その賠償費用は、まず被後見人の財産から支払われ、不足分は後見人が支払い、後見の職責を受託した者は、その過失の範囲内で後見人と共同して責任を負う；

離婚した夫婦の未成年の子が他人に損害を与えた場合、離婚した夫婦は共同して権利侵害責任を負い、その子と養育教育関係を形成していない継父または継母は責任を負わない；

民事責任無能力者または民事制限行為能力者に不法行為を教唆または幫助した者は、不法行為について責任を負い、後見人は、後見人としての職責を果たしていない範囲において、教唆者または幫助者と共同して責任を負う；

民事責任無能力者または民事制限行為能力者が、幼稚園、学校その他の教育機関における就学または生活中に、教育機関以外の第三者から人身損害を被った場合、第三者と教育機関が共同被告であり、法律に従って権利侵害の責任を

負うべき場合、教育機関は、人民法院が法律に従って第三者の財産の強制執行を行った後もなお義務を履行できない範囲において、その過失に相応する補充責任を負う。

（3）雇用先責任及び労務派遣関係における権利侵害責任
労務派遣の期間中、派遣社員が業務を遂行した結果、他人に損害を与えた場合、派遣を受け入れた使用者は権利侵害責任を負い、労務派遣会社に過失がある場合、労務派遣会社はその過失の範囲内で、派遣を受け入れた使用者と共同して責任を負う。

（4）製造物責任

欠陥製品に起因する製品自体の損害（すなわち製品の自損）が製造物責任賠償の範囲に含まれることを明確にする。

（5）自動車事故の賠償責任に関する適用規定

組み立て車両または廃棄基準に達した自動車を売買などで譲渡し、交通事故が発生して損害を与えた場合、譲渡人または譲受人は権利侵害の責任を負う；

法令に基づき強制保険に加入していない自動車が交通事故により損害を与えた場合、事故責任者と強制保険加入義務者が同一人物でないときは、事故責任者が責任を負い、強制保険加入義務者は強制自動車保険の賠償責任の範囲内で事故責任者と共同して責任を負う。

（6）狂暴な犬などの危険動物による損害賠償責任

飼育が禁止される狂暴な犬などの危険動物による損害賠償責任には免責が適用されないことが明示されている。

（7）高所からの物品投棄や落下物による損害賠償責任

プロパティサービス企業や他の建物の管理者は、建物からの物品投棄、落下物を防止するために必要な安全対策を講じせず、他人に損害を与えた、特定の侵害者が責任を負い、必要な安全対策を講じないプロパティサービス企業や他の建物の管理者は、人民法院が特定の侵害者の財産の強制執行を行った後もなお義務を履行できない範囲において、

その過失に相応する補充責任を負う。侵害者を特定することは困難である場合、必要な安全対策を講じないプロパティサービス企業や他の建物の管理者は、その過失に相応する責任を負う。

2. 中華人民共和国マネーロンダリング防止法

「中華人民共和国マネーロンダリング防止法」は2007年1月1日に施行されており、今回の改正は2024年11月8日に採択され、2025年1月1日に施行される。今回の改正（以下「改正法」という。）で注目すべき点は以下の通りである。

(1) 境外管轄権の導入

主権と安全を危険にさらし、国民、法人、その他の組織の合法的な権利と利益を侵害し、国内の金融秩序を混乱させる中国国外でのマネーロンダリングおよびテロ資金調達活動は、改正法および関連法律の規定に従って対処され、その法的責任を追及することが可能である。

(2) マネーロンダリングへの監督の強化

工商登記の際には、受益者（法人または非法人組織を最終的に所有または実質的に支配する自然人、あるいは法人または非法人組織の最終的な利益を享受する自然人）に関する情報を提出しなければならず、金融機関は受益者を独自に監査し特定しなければならない。

マネーロンダリング防止を担当する行政当局の監督責任、マネーロンダリング防止を担当する行政当局の監督検査措置及び手続を明確に規定し、マネーロンダリング防止の監督検査のプロセスを規定する。

法定金額基準を超える現金および持参人払いの証憑を含む、出人国の人員の申告範囲を明確にする。

(3) 金融機関、特定非金融機関、事業者及び個人のマネーロンダリング防止義務

金融機関のマネーロンダリング防止義務として、マネーロンダリング防止に係る内部管理体制の整備やマネーロンダリングリスクの定期的な評価、顧客デュー・ディリジェンスの履行、顧客識別情報や取引記録の保存、大

口・疑わしい取引の報告、必要に応じて取引の態様・金額・頻度の制限、業態の制限、取引の拒絶、取引関係の解消等のマネーロンダリングリスク管理措置の採用、マネーロンダリング防止に関する情報共有の仕組みの明確化等が挙げられる。

特定非金融機関のマネーロンダリング防止義務として、特定業務を行う際には、金融機関のマネーロンダリング防止義務の履行に関する関連規定を参照し、業種の特性、業務の規模、マネーロンダリングリスクの状況等に応じて、マネーロンダリング防止義務を履行することが求められる。

事業者および個人の反マネーロンダリング義務として、事業者及び個人は顧客デュー・ディリジェンスに協力すべきこと、顧客デュー・ディリジェンス措置への協力を拒否した場合の結果について規定されている。加えて、事業者及び個人は、テロ関係者リストに関して、特別なマネーロンダリング防止措置を講じなければならないが、これには、リストに記載された人物、その代理人、組織及びその指示のもとにある人物、又はそれらによって直接的若しくは間接的に支配されている組織に対する金融その他のサービス又は資金若しくは資産の提供を停止し、当該資金若しくは資産の移転を直ちに制限すること等が含まれる。

(4) マネーロンダリングに対する国際協力：国境を越えた協力と情報共有メカニズム

マネーロンダリング対策における国際協力は、平等と互惠の原則に基づくべきであると強調されている。国内の金融機関が国外の組織にマネーロンダリング防止へ協力することに関する特別規定が設けられている。

(5) 法的責任：罰則の強化

マネーロンダリング防止違反に対する罰則の範囲と罰則が強化されている。違反の状況および違反の結果の重大性に応じて、董事、監事、高級管理職およびその他の直接責任者に対して、より厳格な罰則が課される。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。